

医療保険 訪問看護利用料金(非課税)(令和8年6月～)

基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証、高齢受給者証、健康手帳をご提示ください。
利用料については次のように区分されます。

訪問回数/負担割合		利用料(10割) 基本療養費+管理療養費	基本療養費	管理療養費
月の初日	週3日まで	12990円	5550円	7440円
	週4日以降	13990円	6550円(看護のみ)	7440円
2日目以降	週3日まで	8550円	5550円	3000円
	週4日以降	9530円	6550円	3000円
同日2回目		4500円	-	-
同日3回目		8000円 (2回目+3回目)	-	-

※准看護師が訪問をした場合、基本療養費は5550円→5050円、6550円→6050円となります。
※リハビリが週4日以降訪問した場合、基本療養費は6550円→5550円となります。

<例:週3日看護又はリハビリ介入、月に13日利用した場合>

12990円(月の初日、週3日までの利用料)+8550円(2日目以降、週3日まで)×12日=124140円(10割)

基本利用料以外(加算)

		利用料(10割)
訪問看護情報提供療養費1・2・3[※1]		1500円
24時間対応体制加算		6520円
特別管理加算(Ⅱ)		2500円
特別管理加算(Ⅰ)		5000円
退院時共同指導加算		8000円
特別管理指導加算		2000円
退院支援指導加算(※2)1回の退院支援指導時間90分を超えた場合		8400円
退院支援指導加算		6000円
在宅患者連携指導加算		3000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2000円
長時間訪問看護加算		5200円
緊急訪問看護加算(月14日目まで 15日目以降 2000円/日)		2650円
早朝・夜間訪問看護加算(6時-8時・18時-22時)		2100円
深夜訪問看護加算(22時-6時)		4200円
乳幼児加算(6歳未満)		1500円
複数名訪問加算	① 2人目が看護師の場合 週1回まで	4500円
	② 2人目が准看護師の場合 週1回まで	3800円
	③ 2人目が看護補助者の場合 週3回まで	3000円
	④ ③かつ厚生労働大臣が定める場合	3000円
	1日2回の訪問の場合	6000円
	1日3回以上の訪問の場合	10000円
ターミナルケア療養費1[※3]		25000円
ターミナルケア療養費2[※4]		10000円
訪問看護物価対応料(1日につき)		1.訪問看護物価対応料1 (イ)月の初日の訪問の場合 60円 (ロ)月の2日目以降の訪問の場合 20円 2.訪問看護物価対応料2 20円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		1050円

※1 訪問看護情報提供療養費

1…市町村等へご利用者様の情報を提供する場合(月1回まで)

2…学校等へご利用者様の情報を提供する場合(月1回まで)

3…保険医療機関への入院・入所前に、ご利用者様の情報を提供する場合(月1回まで)

※2 90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合

※3 ターミナルケア療養費1…特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算を請求していない場合

※4 ターミナルケア療養費2…特別養護老人ホーム等でターミナルケアに係る加算を請求している場合

★ご利用者様のお支払いは負担割合により異なります。

つながる訪問看護リハビリステーション